

ドローン・ラジコン機等の飛行について

ビーチや住宅地など、人出の多い場所でのドローン・ラジコン機等の飛行は危険が伴います。航空法上問題ないとしても、すべての行為が許されたわけではありません。頭上を飛行させる、旋回させるなど、他の方が危険や迷惑と感じる行為はしないようお願いいたします。

※ 特に写真・動画撮影を伴うものは下記に該当する場合があります。他のビーチ利用者等が不快に思う行為はお控えください。

- (1) 沖縄県迷惑行為防止条例に定められた迷惑行為
- (2) 肖像権、プライバシー権の侵害

渡嘉敷村役場

沖縄県迷惑行為防止条例（昭和50年1月10日 条例第9号）

（罰則）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項（第3号に係る部分に限る。）、第2項又は第3項の規定に違反して撮影した者
略

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

